

相次ぐ大規模災害への対応について

近畿ブロック知事会

令和5年12月

相次ぐ大規模災害への対応について

近年、活発な前線の影響により、線状降水帯が発生し、日本列島の各地で大規模な豪雨災害が多発している。近畿ブロック各構成府県でも今年、台風第2号及び台風第7号による大雨により、記録的な降水量を観測するとともに多数の地域で河川氾濫、道路の冠水・寸断、土砂災害、農林水産被害など大きな被害が報告されている。地球温暖化の影響などによる大規模災害の発生メカニズムが大きく変化していることを踏まえ、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に万全の備えを講じていく必要がある。

国においても、地方からの声に応え、被災者支援の充実や避難対策の強化、激甚災害の早期指定、机上査定上限額の引き上げや机上査定の割合増加等に取り組まれているが、大規模自然災害が今後も激甚化・頻発化することが想定されることから、こういった措置を常態化していく必要がある。一方で、激甚災害制度によって、災害復旧事業については特別の財政措置が講じられているほか、被災者支援についても災害救助法を適用することで十分な財政措置が行われているが、同一災害による被災地でありながら、各自治体の財政負担に大きな差が生じる場合がある。

また、迅速な調査及び応急作業を図るうえで、資機材とそれを扱う専門人材の安定的な確保が必要であるが、特に技術職員が少ない市町村においては、災害復旧の知識がある人材不足が課題となっている。

こうした市町村では人材不足に伴い、災害査定時に必要となる計画概要書（査定設計書）の作成をコンサルタントへの委託により実施しているが、現状、委託経費に対する国の補助対象経費は、一部実支出額とする工種があるものの、その他工種では一定の要件を満たさない場合、決定事業費等に国が定める算定率を乗じた額となることから、補助額が実支出額に比べ極端に低い状況となっている。

さらに、大規模災害が発生した際、迅速かつ的確に応急対応を行うためには、分散した場所で活動する関係機関とリアルタイムの情報共有が必要であるが、そのような高度な災害オペレーションシステムの整備には設計から整備完了まで期間を要するとともに、機材の整備費用が各自治体にとって大きな財政的負担となっており、十分に進んでいない状況にある。

こうしたことから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 激甚災害指定制度及び災害査定制度

- (1) 激甚災害指定制度について、全国各地で災害が頻発していることに鑑み、個別ごとの災害ではなく、一定期間における一連の災害についてもより柔軟に評価するなど、最近の気象や災害の特徴に即した見直しを行うこと。
- (2) 今後も同様の大規模災害の発生が想定されることから、速やかな激甚災害指定、早期復旧のための災害査定の迅速化・簡素化（机上査定の割合増加等）を行うこと。
- (3) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率を嵩上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額

50 億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

2 被災者支援に関する制度の充実

- (1) 災害救助法について、同法第2条第1項に係る1号基準は、人口規模が少ないほど適用基準が厳しくなっていることから、人口当たりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が、多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準の見直しを検討すること。
- (2) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者の生活再建支援制度の適用について、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、一部の市町村で制度が適用される場合は同一の災害により被災した制度適用外の市町村も支援の対象とすること。また、床上浸水及び床下浸水の被災者を幅広く救済できるよう、査定要件を緩和すること。

3 迅速な応急作業を図るうえでの専門人材の確保

- (1) テックフォース派遣による国が所管する資機材を活用した迅速な調査や応急作業は、早期復旧の礎となっている。このため、必要となる資機材およびそれらを扱う人材を含めて、地方整備局の体制充実を図ること。
- (2) 土木部門の専門人材の養成を一層推進し、官民における技術系職員を確保すること。

4 災害復旧事業査定設計委託費等補助金

- (1) 災害復旧事業査定設計委託費等補助金については、実支出額に見合う補助対象経費となるよう算定率や拡充要件の見直しを行うこと。

5 災害対応に必要な機材の整備への支援

- (1) 迅速かつ的確な災害対応に必要な災害オペレーションシステムの整備を自治体が着実に進められるよう、対象事業である緊急防災・減災事業の期間延長と緊急防災・減災事業債の交付税措置率の引き上げを図ること。

令和5年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	一 見 勝 之
滋賀県知事	三 日 月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	齋 藤 元 彦
奈良県知事	山 下 真 平
和歌山県知事	岸 本 周 治
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	後 藤 田 正 純